

深川市医師養成修学資金貸付条例

(目的)

第1条 この条例は、旭川医科大学（以下「大学」という。）医学部医学科の在学生及び卒業生を対象に修学に必要な資金の貸付けをすることにより、地域医療を担う医師の養成及び確保を図り、市民への安定的な医療提供体制を確立することを目的とする。

(貸付対象)

第2条 貸付けの対象者は、大学医学部医学科の在学生又は卒業生（卒業した年度の医師国家試験（以下「国家試験」という。）に不合格になった者）とする。

(貸付条件)

第3条 修学資金の貸付金額は、月額5万円とする。

2 前項の修学資金の貸付金は、無利子とする。

3 修学資金の貸付期間は、大学における正規の修学期間（卒業した年度の国家試験に不合格になった場合は、翌年度の国家試験の合格発表の日の属する月までの期間）とする。ただし、貸付けを受ける者からの届出を受け、市長が特に必要と認める場合は、貸付期間を1年を超えない範囲内において延長することができる。

4 貸付けを受ける者は、国家試験合格後、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定に基づく初期臨床研修については、深川市立病院（以下「市立病院」という。）又は旭川医科大学病院（以下「大学病院」という。）の研修プログラムに沿って2年、後期臨床研修については、大学病院の研修プログラムに沿って初期臨床研修終了後5年以内に2年以上研修しなければならない。

5 前項に規定する初期臨床研修は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 2年間の研修を市立病院で行う。

(2) 1年次目の研修を市立病院、2年次目の研修を大学病院で行う。

(3) 1年次目の研修を大学病院、2年次目の研修を市立病院で行う。

6 貸付けを受ける者は、次に掲げる修学資金を除き、他の自治体、医療機関等が貸付ける修学資金と併せて受けることはできない。

(1) 北海道が貸付ける修学資金

(2) 大学が貸付ける修学資金

(3) 臨床研修又は勤務の指定を条件としない修学資金

(貸付申請)

第4条 貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、連帯保証人2人を立て、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、貸付けの適否及び貸付期間を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(連帯保証人)

第5条 前条第1項に規定する連帯保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。

2 申請者が未成年者であるときは、連帯保証人のうち1人は、その者の法定代理人でなければならない。

3 連帯保証人が欠けたとき、又は破産その他の事情によりその適性を失ったときは、新たな連帯保証人を立て、市長に届出しなければならない。

(貸付決定の取消し等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付けの決定を取り消さなければならない。

- (1) 貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が、貸付けを辞退したとき。
- (2) 大学を退学したとき。
- (3) 疾病その他の理由により修学が困難であると認められるとき。
- (4) その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 借受者が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの分の修学資金の貸付けを停止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸付けされた修学資金があるときは、当該修学資金は、借受者が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸付けされたものとみなす。

3 市長は、前項の規定により修学資金の貸付けを停止した場合（借受者が疾病その他やむを得ない理由により休学した場合に限る。）において、借受者からの届出を受け必要があると認める場合は、第3条第3項に定める貸付期間にかかわらず、第4条第2項の規定により決定した期間を延長することができる。

(返還の債務の免除)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付けた修学資金の返還の債務の全部を免除するものとする。

- (1) 借受者が、大学を卒業した日から1年を経過する日の属する年度末までに国家試験に合格し、当該国家試験に合格した日の属する月の翌月から初期臨床研修については、市立病院又は大学病院の研修プログラムに沿って2年、後期臨床研修については、大学病院のプログラムに沿って、初期臨床研修終了後5年以内に2年以上研修したとき。
- (2) 借受者が、前号に規定する期間中に当該臨床研修上の事由により死亡し、又は当該臨床研修に起因する心身の故障のため当該臨床研修の継続が困難であると認められるとき。

(返還)

第8条 借受者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該事由の生じた日の属する月の翌月の末日まで（第10条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、当該猶予期間満了後1月以内）に貸付けを受けた修学資金を返還しなければならない。

- (1) 第6条第1項の規定により貸付けの決定が取り消されたとき。
- (2) 借受者が、次のいずれかに該当するとき。
 - ア 大学を卒業した日から1年を経過する日の属する年度末までに国家試験に合格しなかったとき。
 - イ 第3条第4項に規定する臨床研修を行わなかったとき。

(違約金等)

第9条 市長は、借受者が前条の規定に該当する場合は、当該貸付けをした日から貸付期間が満了した日（前条第1号の規定に該当するときは、当該貸付けの決定を取り消した日）までの期間に応じ、貸付けた額につき年10パーセントの割合で計算した違約金を徴収する。

2 市長は、借受者が修学資金を正当な理由なく返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、深川市債権管理条例（平成22年深川市条例第18号）第6条の規定による率を乗じた延滞金を徴収する。

3 市長は、特別の事情があると認めるときは、第1項の違約金又は前項の延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(返還の猶予)

第10条 市長は、借受者からの届出を受け、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める期間、貸付けた修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

(1) 借受者が、第6条第1項の規定により貸付けの決定を取り消された後も引き続き大学に在学しているとき 在学する期間

(2) 借受者が、心身の故障、災害その他やむを得ない理由により、修学資金を返還することが困難になったと認められるとき その理由が継続する期間

(返還の債務の減免)

第11条 市長は、借受者（借受者が死亡した場合にあっては、その連帯保証人又は遺族）からの届出を受け、次の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金の返還の債務の全部又は一部を減免することができる。

(1) 死亡したとき。

(2) 重度の心身障害その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難であると認められるとき。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。